

～すべての水俣病被害者の救済を～

この苦しみは、私たちが終わらせたい!

ノーモア・ミナマタ第2次熊本訴訟原告団 団長
森 正直



私は、昭和25年に水俣で生まれました。手足のしびれや震えからはじまり、感覚が鈍くなってIHヒーターの熱い部分に手が触れているのに気づかず、やけどをしたこともありました。口周囲の感覚がなく物を食べるときによく上唇や頬の内側を噛んでしまい、血まめが頻繁にできるため、少しでも楽になればと思い、思いきってヤスリで前歯を削りましたが、それでも気休め程度にしかありませんでした。

また、チッソ関連の仕事をしていましたので、水俣病救済申請もできませんでした。両親からは、「結婚や仕事で差別されるから、自分が水俣出身であることを隠すように」と言われておりましたので、他の地域の人には、水俣出身であることを長いこと話せませんでした。結婚を真剣に考えていた女性の親から「水俣の人はダメ」と断られ、結婚が破談になり、当時を思い出すと今でも涙を堪えきれません。

裁判勝利にみなさんのご支援を!

ノーモア・ミナマタ第2次新潟訴訟原告団 団長
皆川 榮一



私は昭和18年生まれで、阿賀野川のすぐ近くで育ちました。

父は渡し船の船頭でしたので、小さいころから阿賀野川の川魚を家族でたくさん食べてきました。

20歳頃から、手足のしびれや耳鳴りが気になりました。

大工仕事で金槌で釘を打つ時に、手がふるえて自分の手を叩くことがしょっちゅうありました。

息子と娘の将来が就職や結婚で差別されないだろうかと心配でなかなか自分が水俣病だと手を上げることができませんでした。

やっと子どもたちが無事独立しましたので、水俣病の診断を受け、裁判原告にも参加しました。

身体の苦しさだけでなく、世間の偏見や差別も気にしながら裁判に取り組んでいます。

水俣病被害者のたたかいの歴史

1956(昭和31)年	5月 1日	メチル水銀を含んだ工場排水を加害企業チッソが流し続けたことが原因で発生した水俣病が、公式に確認された。
2004(平成16)年	10月15日	関西訴訟最高裁判決では、チッソのみならず、国・熊本県も被害を拡大させた加害者であり賠償責任があることが確定した。しかし国は、取り残された被害者救済に乗り出そうとしなかった。
2005(平成17)年	10月 3日	水俣病被害者50人が、チッソ、国、熊本県を相手取り、熊本地裁にノーモア・ミナマタ第1次訴訟を提起。
2009(平成21)年	6月12日	新潟水俣病被害者27人が、昭和電工、国を相手取り、新潟地裁にノーモア・ミナマタ第1次新潟訴訟を提起。
2009(平成21)年	7月 8日	「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に資する特別措置法」(いわゆる水俣病特措法)が成立。
2011(平成23)年	3月	熊本地裁・東京地裁・大阪地裁及び新潟地裁において、原告約3,100名の訴訟上の勝利和解を勝ち取った。
2012(平成24)年	7月 末日	国は、被害者団体の反対の声を無視して、水俣病特措法の申請受付を強引に締め切った。結局、すべての水俣病被害者の救済を実現しないまま、再び水俣病被害者が多数取り残される状況となった。
2013(平成25)年	6月20日～	水俣病特措法で救済されなかった水俣病被害者48名が、チッソ、国及び熊本県を相手どり、この日、熊本地裁に提訴した。さらにその後、大阪地裁、東京地裁でも同じように訴訟を提起。新潟水俣病についても、取り残された多くの水俣病被害者が、加害企業昭和電工と国に対して、賠償を求めて新潟地裁に提起。「すべての水俣病被害者救済」を目指している提訴されたこれらの訴訟は、「ノーモア・ミナマタ第2次訴訟」と呼ばれている。

ノーモア・ミナマタ第2次訴訟の全国のたたかい

2019(令和元)年 9月30日現在

